

令和7年第1回八千代町議会定例会会議録（第4号）

令和7年3月13日（木曜日）午前9時00分開議

本日の出席議員

議長（9番）	上野 政男君	副議長（6番）	安田 忠司君
1番	赤荻 妙子君	2番	赤塚 千夏君
3番	榎本 哲朗君	4番	吉田 安夫君
5番	谷中 理矩君	7番	増田 光利君
8番	大里 岳史君	10番	生井 和巳君
11番	大久保 武君	12番	水垣 正弘君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	木瀬 誠君
教 育 長	関 篤君	秘 書 公 室 長	馬場 俊明君
総 務 部 長	生井 好雄君	町民くらしの 部 長	古澤 朗紀君
保健福祉部長	野中 清昭君	産業建設部長	青木 譲君
教 育 部 長	小林 由実君	秘 書 課 長	市村 隆男君
まちづくり 推 進 課 長	斉藤 典弘君	総 務 課 長	鈴木 和美君
財 務 課 長	中川 貴志君	税 務 課 長	岩坂 信幸君
環境対策課長	井上 敦之君	福祉介護課長	栗野 直人君
健康増進課長	永瀬 修君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊藤 武史君
農 政 課 長	山崎 浩司君	産業振興課長	瀬崎 清一君
都市建設課長	倉持 浩幸君	上下水道課長	秋葉 通明君
会計管理者兼 会 計 課 長	鈴木 佳奈君	学校教育課長	関 和之君

総務課補佐 石塚 浩二君

財務課補佐 山中 昌之君

議会事務局の出席者

議会事務局長 飯岡 勝利 補佐 菊 佐知子
主 幹 小竹 雅史

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第4号）

令和7年3月13日（木）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第10条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましてはしないこととされておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

本日の会議におきまして、町広報PR係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、14番、大久保敏夫議員の質問を許します。

なお、大久保議員より憩遊館温泉サンプルの持込みの要請がありましたので、これを許可をいたします。

14番、大久保敏夫議員。

(14番 大久保敏夫君登壇)

14番(大久保敏夫君) ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私における一般質問におきましては、八千代町の憩遊館等に関わる問題の第1点として、一問一答ですので、出だしの部分については大まかに質問をしていきたいと思います。

この八千代町の憩遊館は、平成6年の4月1日、あるいはまた7年の3月31日当時の入館者数、この頃の入館者数は1年間でどのくらいあったのかと。こういうふうな今年のことも含めて、平成6年から7年にかけての1年間の入館者数がどのくらいあったのか、まずそれを第1点お聞きしたいと。

そして、今後において、今において、八千代町自治体の憩遊館を利用した形での行事、あるいはいろいろ催し等における問題というものは、これから予定しているようなことがあるのか、また今まではどのようなことがあの憩遊館を使った形で町における主催の催し事等はあったのか。その点をまずお聞きをして、その後において一問一答の中で随時答弁をいただければありがたいと、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(上野政男君) 青木産業建設部長。

(産業建設部長 青木 譲君登壇)

産業建設部長(青木 譲君) 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず、憩遊館でございますが、憩遊館は平成4年度にグリーンビレッジの整備が始まった中で、憩遊館につきましては平成7年度から整備を始めて、平成9年に八千代グリーンビレッジの中核となる総合交流ターミナル施設として誕生いたしました。

議員さんがちょうど町長当時に整備されたもので、温泉を有する施設としては、近隣に先駆けとなるようなものであったかと思えます。以後今日まで、町を代表する観光施

設として多くの方々に親しまれており、併設するクラインガルテンとともに地域住民と都市住民の交流拠点施設として、大きな役割を果たしているものであると考えております。

憩遊館の入館者数の状況でございますが、オープン当初から数年間は年間10万人ほどの入場者がございました。その後、同様の施設も増えてきたことなどもあってかと思いますが、入館者数もだんだん落ち着いてきてまして、コロナ禍直前の令和元年では6万3,846人、令和2年度になりますと、新型コロナの影響を大きく受けまして2万9,017人と大幅に落ち込んでございます。その後、令和3年度に3万9,782人、令和4年度4万8,688人、令和5年度には改修工事がありまして2か月間休館いたしました、5万3,555人まで回復しております。今年度は2月末の現在でございますが、6万4,023人とコロナ前の水準を超える入館者数を見込むものでございます。

続いて、憩遊館で町が主催する行事などは行っているのかというようなことでございますが、憩遊館含めて八千代グリーンビレッジの管理運営につきましては、令和4年4月から株式会社クリーン工房を指定管理者として業務を委託しているということがございまして、町が主催して行うというような行事は行ってはいないというような状況でございます。クリーン工房が憩遊館において行う行事につきましては、町としては最大限協力しているというようなところでございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号14番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

詳細については先ほど青木部長のほうからありましたが、抜けていたところについて私が補完させていただきたいと思います。

先ほど部長のほうからクリーン工房の主催によるイベントがあつてという形でありましたが、そこには町の地域おこし協力隊やあるいは産業振興課も関連して、一緒にイベントをやっているというのが状態です。主催がクリーン工房、あそこの経営者という形になっていますが、町がそこに入り込んで一緒にイベントはやっているという形であります。

ピーク時には10万人を超えたというふうな数字かと私は記憶しております。コロナで

さんざんなダメージを受けましたが、先ほど答弁あったとおり、今は6万人を超えるまで回復しているということでございます。

入湯税が150円ということでございますので、10万人で幾らだ、入湯税が150円ですので、掛け算になるわけでございます。10万人で1,500万円という……

(何事か呼ぶ者あり)

町長(野村 勇君) そうですね。ですから、約6万5,000人でありますから、まだまだこれから頑張っていかなければならない。

そして、もう一つ漏れましたのは、今年、大分入館者の皆様から施設が老朽化している、施設に対してこの施設は町の顔である、町民の皆様の憩いの場であるとともに、町外の皆様が八千代町に来るときの玄関口になるような場所であると、建て替え等について検討という話は前からありましたが、今年度、当初予算のほうに含めさせていただきましたように、リニューアルという形を考えているというのが現状でございます。

議長(上野政男君) 14番、大久保敏夫議員。

14番(大久保敏夫君) どうもありがとうございました。

憩遊館につきましては、当時私のほうでも、昔町長時代にやっておったときにやった歴史の背景があるわけですが、その流れからいきますと、年数的に28年前から物事が始まってきているわけですが、今町長が言われるように、八千代町直営ではなくてクリーン工房に委託していると、そういうふうな流れがある。

私は、銭もうけの話を自治体そのものがやるわけではないので、やっぱり町の職員が直にその施設なり外交性を持ち、外交ということはお客さんとの対応を持つ部分については、私は少なくとも1つや2つぐらいに、補助金も何も下りないのしょうけれども、町が管理してやって、あの当時からすれば二十数年間たっているわけですが、そういう流れからすれば、私は町で直営というか、直接やるべきだという私は考え方を持っていますので、これについての考えも聞きたいと思うのですけれども、もう一つは憩遊館があって、隣に加工場があったわけですが、加工場が見当たらないと、加工場を取っ払ってしまったようにも見えないので、この加工場の存在はどういうふうになっているのか、その点をお聞きしたいなど。

28年前に初湯が出たときの流れからしますと、平成9年の1月4日に出たときの温度というのは、泉質で単純泉の弱アルカリ性の低温温泉だと、泉温というか、温泉の出たそのときの温度が29.5度なのです。今における流れをくみ取って業者がやった数字とい

うのは、あの温泉が29.5度というふうに言われているわけです。令和5年の1月の27日のデータですけれども、現状においてもややそれ変わらないから四十二、三度までにするのには、多分加温というか、火力を使って入りやすい感覚にしているのだろうと、こういうふうに思うわけですけれども、私は、憩遊館そのもののリニューアルをしていただけるという話ですので、あの当時造った者からすれば、老朽化したからぼっ壊してしまっただけの造ったほうがよかつと、そういうやからが職員の中に誰がいたとすれば、私はその人に一言申し上げたいという気持ちを持つわけですが、今回のこの憩遊館の施設の利用の仕方です。もう少し違うやり方が、町自体で、思いつきでやっているのが公的機関ではないわけでありますから、ある程度は町民サービスにとり合うものはある程度は町が持ち出してもやるべきだというふうに私は考えるわけですが、今における中で業者委託という形ではなくて、ましてや施設そのもの、加工場があったところは今何になっているのか、それちょっとお聞きしたいと思います。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目ですが、管理はどうなっているのか、指定管理ですか、どうなっているのかということでございますが、平成9年のオープンからですが、平成9年から平成17年まで、こちらは業務委託により行っております。業務委託先は、財団法人八千代町ふるさと公社のほうに業務委託として行っておりまして、その後、平成18年から平成22年までは、第1回の指定管理ということで、こちらもふるさと公社のほうに指定管理という形になっております。

続いて、平成23年から平成27年までが第2回の指定管理、こちらも八千代町ふるさと公社のほうで、続いて、平成28年から平成30年が第3回、令和元年から令和3年が第4回ということで、こちらも指定管理者ということで管理委託のほうをお願いしているところ です。

その後、令和4年から現在までですが、第5回指定管理ということで、これは公募による募集をかけまして、株式会社クリーン工房、こちらで指定管理者ということで今年で3年目を迎えているというような状況でございます。

続いて、加工施設は現在どうなっているのかというようなことかと存じますが、加工施設でございますが、しばらくの間利用がなかったというようなこともございまして、

有効活用を図っていこうという中で、指定管理者、株式会社クリーン工房のほうで利用の公募を行ったところでございます。その結果、スズラン・ロードハウス、こちらが優先利用者に決定したというような経過がございます。スズラン・ロードハウスのほうが施設のほうを利用しまして、当面はふるさと納税の返礼品などを加工して製造するというようなこととなっております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大久保議員の質問にお答えをさせていただきます。

産業部長のほうからありましたが、私のほうから加工場のことについて付け加えさせていただきますと思います。加工場のほうは3,000万円という形の経費で新たに修理をして稼働するという形でございますが、トイレがあのままでは保健所の認可が下りなくて、今その手続を取っているという形でございます。ですから、あそこの加工場につきましては、八千代町の農産物の加工、そしてひいてはふるさと納税の返礼品につなげていきたいという形で考えておりますので、あの加工場、重要な位置づけになってくるという形でございます。加工場は今のとおりです。

それと、経営者の関係なのですけれども、経営者の関係については、今民営化という形の中で、クリーン工房という会社をお願いしているわけでございます。その中でやはり様子を見ながらいっているわけでありますが、私としては民営化の中でただ単にお金を稼ぐというものも、民間でありますからそういうこともあります。そもそもその形の中で、町民の人の憩いの場というものもあったわけでありますから、そちらも大事にしながら経営していただける、それを望んでいるわけであります。

最終的には、今考えておりますのは、これからはなまるB A S Eという株式会社を1つつくっておりますが、そちらとの連携を考えながら、町の人がそこで働く機会をつくっていけるのではないかなというような思いでいるということです。答弁いたします。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 答弁ありがとうございました。

今、部長のほうから、また町長のほうからの返答いただいたわけですが、基本的に、私が言いたいことは、言わば憩遊館そのものの存在というものを、私からすれば、町の言わばいろんな意味で、もうけをつくるのを抜きにして、町民が360度の地域から、ある

いはまた人の種別関係なく来られる場所であるべきであって、何か金に執着して、この物事の施設を変更しているというふうに考えるわけですが、今は加工場というものは存在しているのですか、していないのですか。それをまず第1点、部長でいいか。加工場というのは存在しているの。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員の質問にお答えします。

施設としてはございます。先ほどお話ししましたように、ちょっと利用が少なかったものですから、施設を有効活用しましょうということで、施設の優先利用者を公募して、その中でスズラン・ロードハウス、そちらが優先利用者と決定しまして、それであそこを利用するというようなこととなってございます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） ありがとうございます。これからが大事なところなのですが、これ公的機関の中で、一つの物事が、憩遊館そのもの、私の時代からつくり上げて28年の歳月が来ている中で、途中で、これは政治はお互いに物事というのは、町は町政というものは進んでいくわけですが、基本的には、町長、もうけをつくるだけの世の中ではないということも先ほど言いましたけれども、今回の中で今加工場の存在にしても、加工場ということに対して触れたがらない、部長が。加工場ではないでしょう。下妻市のほうの業者のウナギの冷凍のものをあそこへぶち込んで、目いっぱい憩遊館のところに置いてあるのだよ。我々はそのの知らなかったよ。私は私なりに、あの憩遊館を造ったプライドがあるのです。いろんな変化したときに、私に一言も、こういうのを造ってもらったあれを、こういう時代がこうなのでこうですからぐらい言ってもらえば、現実も、この前ある議員と行ってみましたら、開けた途端に加工室が、ウナギが目の前に、ウナギどのくらい、何万匹あそこにいるのか町長教えてください。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

あそこに置いてあるのは何万匹というのはちょっと分からなかったのですが、当初1万匹ぐらい用意したという形は私は聞いています。

ただ、あそこに置いてあるのはどのくらいかというのはちょっと把握はできていなかったのですが、数は以上のような1万匹という形で聞いています。主にふるさと納税の返礼品という形に使用しているということです。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） では、もうちょっと突っ込んで話ししますと、1万匹というふうに大体思っているというふうに今町長おっしゃいましたけれども、あそこそのものは八千代町の加工場の、今ウナギが冷凍で私も確認しましたけれども、そのものは、八千代町の管理下にあって、だけれども中にある所有物は八千代町のものではないのですか。1万匹だと思うのですがということですが、これについてちょっとお答えいただけますか。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

中のウナギは把握しているかということなのですが、ウナギが入っているということは聞いておりますが、数までは把握していないということなのですが、先ほどお話ししましたように、加工施設を優先利用者として民間業者が入っていますよということで、その業者が用意したウナギです。ですので、施設自体は町のもので、管理者が憩遊館全体はクリーン工房が管理していて、そのうち加工施設を公募をかけて利用者を募った。その中で、その業者が用意したもの、ウナギというようなことになっているかと思えます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） そうすると、町長、このウナギの存在が一番なのです。八千代町が所有して、八千代町がその数管理をしていたという理屈であれば別だけれども、基本的には、憩遊館におけるいろんな行事ごとに、あの当時加工場を造って、今やられている施設に加工場を配置して、ウナギが持ち込まれてきたと。それを今、部長の話から聞きますと、八千代町所有のものではないのだと、これはあれですか、どちらでもいいのですが、幾ら銭もらっているのですか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えさせていただきます。

施設は八千代町のものです。クリーン工房を通してあの加工場を運営して、そしてふるさと納税で返礼品を出すときにあの加工場を使用していると、そういう形でございます。ですから、町が直接スズランさんにお金を払っているとかというのは、これはありません。ふるさと納税の注文があって、そこの中の手続やら販売やらのときの手数料と販売額がスズランさんには入るという形であります。そういう形になっています。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） ということは、あのウナギ自体は八千代町のものだという解釈でよろしいのですか。八千代町のものが、私ら見てきましたけれども、冷凍になっていた、スッポンポンにある、目いっぱい入っていましたけれども、これは八千代町の所有物だという解釈でよろしいですか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大久保敏夫議員のご質問にお答えいたします。

ウナギそのものは、所有者であるスズランの所有であります。そして、ふるさと納税の注文があつたら、それをスズランさんに伝えて、そして発送するという形になりますから、あくまでをウナギを買ったり、加工したり、所有については、それはスズランのものであるという形です。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 町長、今、私とのやり取り、後ろにいる議員さん、議長含めて十二、三人の方が聞いて、そのくらいのことを知らなかったのかという議員がいるのか、俺も私も初めて聞いたという人がいるのか私には想像つかないですが、基本的に、ウナギを公的機関で、あれだけの歴史のある憩遊館の脇にウナギの業者で商売をやっている者の錢稼ぎのために、八千代町に、あそこ歴史のある加工場をウナギの倉庫に使うなんてとんでもない町の話ですよ。誰の発想か俺には分からないけれども、私からすれば、今日いる議員さんが「大久保、いいんだっぺ、使ってくれるというのだから、そのほうがよかっぺ」と言う人がいるか、「ああ、初めて聞いた、とんだ話だ」と言うのか、これは想像つかないですけども、私からすれば、あくまでもあそこにいる間は、八千代町の施設で八千代町でやっていることです。ですから、民間介入ではなくて、八千代町が管理して八千代町がどこへ売るときにあれするのなら、誰が業者に持っていってもらおうというのは理屈の中にありますけれども、錢もうけのために、あそこ、錢、借地料というか倉

庫料というのか、それをいただいているのかどうかわかりませんが、それは部長、いただいているのですか。倉庫料をもらっているのですか。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 大久保敏夫議員の質問にお答えいたします。

町として、町が直接はその倉庫料という形ですか、そういった形とか利用料とかという形ではいただいてはございません。先ほどお話ししましたように、クリーン工房が指定管理している中で、公募してその利用するということで、公募した中で決定したということです。クリーン工房と優先利用者となった業者のほうでのやり取りになるかと思えます。

繰り返しますが、町のほうでその利用料なりはいただいていないというようなところでございます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） そうしますと、部長でも町長でもいいですか、このクリーン工房そのものは、基本的には八千代町では運営している、あるいはまた金銭的な部分も含めて、八千代町はタッチしていない、クリーン工房そのものは純粋な民間業者というふうに考えてよろしいですか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大久保議員の質問にお答えさせていただきます。

クリーン工房と八千代町の関係ということになりますと、施設の建物は八千代町のものであります。クリーン工房に委託しているのは、管理運営ということです。契約の中に、重要事項の決定については町に協議すると、そのような形になっていますので、重要な節目節目では町と協議をして決定していく、そういう形も取られております。

例えば30万円以下の工事については、クリーン工房が持つと、これ決まっておりますが、そのほかの運営方針の大事な決め事等については、町と協議すると、そのような形になっています。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） では、議員さん方にも分かるように、クリーン工房そのものは言わば法人なのか何なのか分かりませんが、その主体たるものは、町は誰も関

係していないのか、純粋な民間なのか、あるいはまた町がつくったクリーン工房なのか、それを第1点お聞きしたいと思います。

あそこに関わるものについては、八千代町は場所代とかそういうのを一切民間に対してもお金は取っていないというふうな解釈でいいのか、それをお聞きしたい。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

クリーン工房は株式会社でありまして、埼玉の大宮にあります。さいたまスーパーアーリーナのすぐそばのビルに入っております、従業員4,000人の大きな会社でございます。あくまでも民間会社という形でございます。

それと、もう一点何だっけ。

（「賃料もらっているか」と呼ぶ者あり）

町長（野村 勇君） あそこに入る際のものについては、例えば先ほどのスズランについては、これはクリーン工房さんとスズランの間の契約という形になります。

そして、例えばクリーン工房がスズランさんから多くの加工場の利用料とかをいただきまして、経営が収入が増えますと、その分町からの支出金を少なくするというような形で連鎖するという形になります。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） そうすると、何回も繰り返すようですが、クリーン工房と今言ったスズランとが、極端に言えばボランティアとか奉仕事業で、スズランとクリーン工房は民間業者で錢もうけのためにやっているから、サービス業でやっている業者ではないと思うのですが、そうすると、スズランとクリーン工房のウナギがあそこで出入りしているということについて、八千代町そのものは何をもってして、八千代町はプラスというか、お金が存在しない、あるいはまた町民が言えばウナギ何でも安く買えるとか、そういうことの中で、やり取りの中であくまでもクリーン工房と今言ったスズランには無償で八千代町は1円の、あるいはまた何らかの物的なもの見返りもなく貸していると、そういう解釈でよろしいですか。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大久保敏夫議員のご質問にお答えをさせていただきました

いと思います。

見返りはないのかということではありますが、そもそもとして、説明が漏れてしまいましたが、あそこでウナギをやるという形になったのは、ふるさと納税の返礼品ということ考えたわけであります。そして、今の全国のふるさと納税の取組を見ますと、泉佐野市でありますように、例えばアラスカの鮭を加工してふるさと納税で売っていたというような形、あるいは多くの市町村のふるさと納税の返礼品が地元のものではない。ただし、加工場を持って加工という形になれば、それはふるさとのものとして認めるケースがあるということで、その中でふるさと納税の返礼品としてウナギというものをやることによって、大体計算した場合に、八千代町のふるさと納税、一昨年16万件の全国からご寄附をいただきました。今年は若干下がっていて今十二、三万件かなというふうに思うのですが、米が主流でありましたが、それだけではなくて、前、大久保議員のご指摘もありましたように、ふるさと納税もっと伸ばせと、そういう応援するという話を受けまして、ウナギというものに目をつけました。このものは、きちんとさばければ恐らく2億円から3億円の売上げが生じると。そうしますと、ふるさと納税ということですから財源が町に入ると、そこで町に利益があるというふうな考えで加工場をお願いしましたところ、契約まで行ったという形でございます。

町に利益があるのかという質問については、ふるさと納税の返礼品を、ふるさと納税を通して財源確保につながっていくという形であります。恐らく私の机上の計算では2億円から3億円いく、それに加えてあそこでウナギを食べたいという人がおりましたら食べていただけると、そういうふうな形に持っていけばいいのではないかなということを考えているわけでございます。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 14番、大久保敏夫議員のご質問にお答えいたします。

クリーン工房との関係となってくるかと思うのですが、クリーン工房のほうは令和4年4月1日に指定管理者として4者公募があった中から指定させていただいて、指定管理ということで委託料を支払って運営をお願いしているところでございまして、クリーン工房からは、温泉利用者からの入湯税、こちらを町のほうでいただいているというような状況でございます。加工場につきましては、先ほど町長の答弁のとおりでございます。

議長（上野政男君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 町長、時間もなくなってきたので、最後でいいかと思うのですが、基本的には、このふるさと納税に絡む、または返礼品に絡む、あるいはまた憩遊館から今日の一般質問は始まっているわけですが、基本的には、この憩遊館の使い方、あるいはまた外部とのやり取りの仕方は、まるっきり自分らが、職員らが楽して、ぶん投げればどこかの業者がやっているのだと、下妻市からスズラン、あるいはまたクリーン工房かな、こういう業者が入り込んで、八千代町の業者は誰も、能力がないので、そういうふうな方向づけの中にはそういう業者が一つも見当たらないので、この2者のほうに依存していると、しかしそのことによって何%かのバックマージンとは言わなくても、ある程度町は町なりのあれだけの施設を、憩遊館時代から造ったあの加工場を廃止して、今現物を見ればスッポンポンに凍りついたウナギが1袋に何十匹か、倉庫に詰まっていますよ。どこから買ってきたウナギなのだか、あのウナギそのものは誰の所有物なのだか私らも想像つかない。

時間もなくなっているわけですが、そういう論理からすると、やはり私からすれば、憩遊館そのものの28年前の歴史ある中で、もう少し町民が自由に出入りできる何らかのイベントなりなんなりして、銭は取らなくても、いや100円取ってもいいけれども、しかし損得勘定で入り込んだ業者の銭もうけのために、ウナギを含めた中で、そういうのに手を貸しているという自体は、野村町長の政策らしくない、私はそう思います。もうちょっと、これだけの優秀な職員いるのですから、職員を現場で使って全部あれすれば、何百万円か払えば向こうでやってくれる。向こうはもうかるから、ただで貸せばよかんべと、そういう流れというのは、私は好ましくない、私はこう思っています。ですから、憩遊館そのものもこれからリニューアルということでございますから、どのくらいな金額がかかるのか分かりませんが、あれを解体するとかなんとかと、幾らか私はカチンと来るところがあったのですが、リニューアルということだから、幾らか溜飲を下げて話聞いていましたけれども、そういう中でもう少し八千代町町民が出入りしやすい、そのことによって町が若干のマイナスが、100万円なのか300万円なのか分からないけれども、町の人間が多く出入りすることによって、来れば来るほど損してしまうのだということぐらいな施設に、ある程度発想を変えて、またそれだけの仕事を与えればやれるだけの能力、管理職も野村町長が取った職員らですから、それだけを潰すだけの能力持っていると思いますので、そういう中でやってもらったほうが、

私は手前みそですけども、28年前にこの水を掘ってみた価値があると、これは平成9年1月14日に、一番初めに温泉からくみ上がったあれを大分こうやって置いておいたら、28年間でこれだけ水減ってしまいました。そういう歴史があるので、自分のことになぞらえて言っているわけではないですけども、もう少し町民側に立った考え方の中で、運営しやすい方法で、業者ではなくてやってもらおうと、役場職員というのは、公務員はもうけつくるではないのですから、その辺のところは頭の中に置いてやっていただければありがたいと、こう思っています。何か感想をいただいて、終わりにしたいと思います。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの大久保敏夫議員の感想という話でありますので、そちらについてお話をさせていただきたいと思います。

やはりこのグリーンビレッジというものは、あの当時、大変なご苦労されて、大久保敏夫町長の時代に造られた。大変な議会でのやり取りもあって、それは職員時代に記憶しております。恐らく今の時代に造ったら何倍でしょう。1.5倍、2倍の金額であろうと思います。ですから、今の時代にあれを造ろうと思ったら、なかなか難しいのはいかなと思われる施設で、あの当時であったからこそできてあったもの、先ほど大久保議員のほうからリニューアルという言葉、私もそのように使っていますが、ぶっ壊すという形ではなくて、あれをベースに耐久性を持たせるような工事をしていくとともに、やはり温泉はきれいなお湯でなくてはならない、そういう町民の皆さんのご要望にお応えをする。そして、あそこに行けば、これからは家族とともに行けたり、あるいは長い時間あそこで過ごせるような場所をつくっていききたい。それにはもちろん、当初の目標であった町民の皆さんの憩いの場というものも考えていくというのは、私も十分これは思っております。

その中で、お湯をくみ上げる、ガスを使う、電気を使う、人件費を払う、様々なものがありますので、継続性のある持続可能な形を目指していかなければならないなというふうに思っています。

今、町民公園、グリーンビレッジの利用者、大体目測ではありますが、あそこに野本さんという公園管理してくれる方がいます。大体四分六だな、4割が町民で6割が町外の人だというふうに言っておられました。先頃、憩遊館の管理者のほうにも確認したとこ

ろ、やはり町外の人がやや多いというような感じでありました。現実はそのような形ではありますが、大久保議員が言われるように、町民の方の憩いの場、その目的の一つを達成するというのは、これも私の使命でありますし、そこに町の関係者をやっぱり入れておくというのは、最近になって少し私も、やはり町として知識を持っておくべきだなというのを考え出し始めまして、何人かの職員に相談をしたところであります。そういう状況です。答弁とさせていただきます。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で14番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、4番、吉田安夫議員の質問を許可いたします。

4番、吉田安夫議員。

（4番 吉田安夫君登壇）

4番（吉田安夫君） 議席番号4番、吉田安夫です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書のとおり、町水道と県の水道ビジョンについて7項目お伺いする予定でしたが、全員協議会で説明をいただきましたので、1、2、3項と6、7項は取りやめます。4項と5項を合わせて伺いますが、その前に、今回の県企業局との基本協定締結については、これを支持する立場で申し上げます。

私は、水と空気は国が責任を持つべきものと考えております。古くは江戸時代の玉川上水、茨城においては水戸藩の笠原水道、そして明治になって、水道事業としては150年前の横浜水道局の水道事業、当初は当然無料でやっていましたが、途中から水代ということで、それが水道料金の始まりかと思います。

私は、命の水と水道料金は、全く別物だと考えています。どういうことかと申しますと、全国約3,700ぐらいの水道事業、それから47都道府県の用水供給事業、これらは地方公営企業法という独立採算制を行う、独立採算制を強いられた、そういうものを適用されているため、全国的に見ても本当に安くおいしい水から、高くてもずい水まで千差万別であります。これは、国の責任において税扱いにすれば、経済的に階級的平等性が担保されるのではないかと考えます。

また、工業用水なども事業税として取れる可能性も当然あります。安全な水質と必要な水量の確保は福祉とインフラ整備という全く別々の国の組織で運営されるべきではないかと考えます。これが命を守る水と水道料金は全く別物だという私の考えの根本であ

ります。

茨城県の水源を考えると、八溝山系の良質で豊富な県北地域、それから水戸、笠間の山間部を利用して多目的ダムを造って利用している県央地域、それから日本で2番目の面積を誇る霞ヶ浦を抱える鹿行地域、そして地下水のみに頼ってきたこの県西地域、この県西地域は水手当てを考えないままに企業誘致をしたため、岩井あるいは総和等において大量の地下水が揚水され、地盤沈下が起こったために県の厳しい地下水規制条例がかけられたわけです。

茨城県も後ればせながら千葉、埼玉とともに、利根川水系のダム建設には多大の負担金を出してきました。やっぱり特にこの県西地区等においては、工業用水も含めて表流水に頼らなければならないということが、県のほうでも大分前からそう考えていたのではないかと思います。

全国で6番目と新聞で報じられていましたが、県内統一の水道ビジョンは、ライフラインのインフラ整備を国の責任と考えるワンステップとして、私は、今回締結された基本協定を支持する理由であります。

それでは、通告書にある4項目と5項目のことについて質問いたします。

結局、県の企業局と経営統合するということになれば、契約をした市町村はどこの市町村も自ら施設を修復したり、できるだけ金を出したくないとどこの自治体でも思うのであります。当然、料金も統一されるし施設も統一されるからであります。そんな中で、町としては現時点で改修工事などの計画があるかどうか伺います。

それから、昨年1年間で構わないのですが、水道に関する苦情の内容と件数についてお伺いいたします。

私の質問は以上であります。両方一括してご答弁いただいて結構です。よろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号4番、吉田安夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

通告にある中で4項目めと5項目めということでございました。まず最初に、吉田議員のほうから広域化についてのご意見をいただいたところでございますが、参考とさせて進めていきたいと考えております。

それでは、通告にあります（４）でございます。県企業局との経営統合となりますと、現在の施設などの修繕を控える懸念があるのではないかとということでございますが、現時点での改修工事などの計画があるのかということでございますが、先日ご説明いたしました協定の主な内容の中でございますが、経営統合の方法としましては、経理、それから余剰金などの資金管理は事業ごとに区分して行うというようなことございます。また、料金統一は当面行わない。また、投資及び財政に関する計画については、同意承認を得て公表し、着実に実行することとなってございますので、必要な修繕や修理、それから更新工事などは控えることなく行っていくものと考えております。

広域連携の施設最適化の予定では、令和18年度、2036年には全ての配水量が県水に賄われるというようなものとなってございます。浄水場が廃止となり、配水場のみとなる計画であれば、水を浄水する必要がなくなって、建設後約45年程度を経過した井戸、浄水施設の大規模な修繕は必要なくなるものと考えております。今後は、排水浄化までには定期的な維持修繕工事により維持していくことと考えられます。

管路などの工事につきましては、来年度中に管路の更新計画を作成しまして、更新工事を進めていく予定となっております。あわせて、水道事業の経営戦略、こちらも更新する予定でございますので、その中で資金計画なども検討し、無駄のない経営を行っていきたいと考えております。

続いて、（５）ですか、昨年１年間の上水道係への苦情内容と件数についてということでございますが、苦情の件数については、申し訳ございません、集計をしていないところではございますが、主な苦情内容としましては、火災発生時の消火栓使用による水の濁りが最も多くなっております。原因としましては、急激に水道管内の水の流れ、流速が上がるため、管に付着したスケール、水あかのようなものになりますが、そちらが剥がれて、それが濁りの原因となっております。

対応としましては、近くの配管より濁った水を抜くというような作業を実施しております。また、対象者には濁りが取れるまで水を出していただくようお願いしていることから、水道料金の減免などの措置を実施しております。

また、濁り水を飲んでしまった、健康上大丈夫かというような問合せもございますが、スケールは鉄分が主なものですので、自然に体から排出されますので問題ありませんと、こういった説明をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

4番、吉田安夫議員。

4番（吉田安夫君） 再質問ではないので答弁は結構ですけれども、取りあえず施設の統合をされるまでは、やっぱり管路を含めた施設と、それから水質については、当然十分にやっぱり監視して、そして町民の人に安全な水を送っていただきたいと思います。水道事業が八千代町が始まった頃の町内に掘られている4本の井戸、4井やっていたときだけは、給水ろ過器のすぐ下のコックを入れて、その水を飲んでみると、本当にうまかったのです。だけれども、現在は30%のやっぱり用水供給事業から来る霞ヶ浦の水が30%ほど混じっているのかとは思いますが、広域用水供給事業のほうでも当然除去したり塩素滅菌したりはしているのしょうけれども、やっぱり4本だけで飲んでいた当時の八千代の水道の水にはとても比べようがありません。ですから、統合されるまでは水質管理には十分気を使って、合併に持って行っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（上野政男君） 以上で4番、吉田安夫議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時08分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時25分）

議長（上野政男君） 次に、7番、増田光利議員の質問を許します。

7番、増田光利議員。

（7番 増田光利君登壇）

7番（増田光利君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問します。

大きくは2項目について、1つは老朽化した橋の点検状況についてと、2つ目は水道事業について質問します。

初めに、老朽化した橋の点検状況について質問します。昨年の12月、国土交通省は、老朽化が課題となっている全国の橋の点検状況をまとめたことが報告されました。2012年の笹子トンネル崩落事故を受けた道路法改正で、14年度から国や地方自治体などの全ての道路管理者は5年に1度の橋などの点検が義務づけられました。今回の点検結

果では、自治体が管理する橋の中で対策に着手済みが83%、完了したものは66%にとどまっていること。5年以内の対策が必要とされたのは6万482本あり、その17%に当たる1万353本は、5年以上が経過していても対策に着手できていなかったことが分かりました。この報道を受けて八千代町が管理する橋の中で、この5年以内の対策が必要とされた件や、5年以上が経過していても対策に着手できなかった橋はあるのか質問します。

続いて、町の橋梁健全度の令和6年度までの点検方法と点検結果について伺います。まず、点検方法について質問します。町では、今後も老朽化する道路橋の増大に対し、町の道路網の安全性、信頼性の確保並びに橋梁の長寿命化を推進するため、橋長2メートル以上の橋梁について、近接目視による点検を実施することが報告されています。この近接目視による点検は、点検方法として技術的に適切な対応なのでしょう。国の点検マニュアルではそのほかの点検方法があるようですが、導入する考えはあるのか伺います。

次に、点検結果について伺います。現在までに修繕を行った橋梁数と名称の主なものだけでいいので報告ください。

また、本年度修繕を計画している橋梁はあるのか伺います。

続いて、橋梁の安全安心のための維持管理について質問します。八千代町橋梁長寿命化修繕計画では、橋梁健全度区分がレベル1から4までの4段階になっています。レベル4の点検基準は、構造上の機能に支障が生じているか、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態のことを指します。令和6年度までの点検結果の中では、このレベル4の橋梁はあったのか、もしくはなかったのか質問します。

また、参考までに、レベル1から3までの判定された橋梁数についても伺います。

次に、橋梁の更新費用の増大化に対する見通しについて質問します。八千代町公共施設等総合管理計画、令和4年改定のものでは、橋梁の整備は昭和40年代以降から昭和60年代にかけて集中しています。そのため、令和5年以降は耐用年数を超えた橋梁が増加し、更新の需要が増大していくことを想定しています。令和3年度から令和42年度までの40年間の将来更新等費用は約18.4億円を想定し、平均すると年間約0.5億円かかる見込みです。

令和15年、2033年になりますが、以降に多額の更新費用が発生することが見込まれています。今後、人口減少社会を迎えるに当たって、費用捻出も厳しい状況が考えられます。どのような見通しか伺います。

続いて、2項目の水道事業について質問します。水道事業については皆さん、他の議員からも質問がありましたが、同じく質問してまいりたいと思います。

県は、本年1月に市町村などで運営する水道事業の統合に乗り出すことが報道されました。人口減少などによる収支の悪化を見据え、経営の効率化を目指す考えです。約7割の自治体などが参加する方向ですが、単独での経営維持を選ぶ市もあると言います。この県の水道事業の統合案に対する八千代町の方向性について、町長の見解を伺います。

町の水道事業に影響する人口減少問題は、八千代町の将来人口に対する第6次総合計画の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、5年後の令和12年度、2030年度になりますが、1万8,750人になると推計しています。八千代町の令和7年2月現在の人口は2万1,085人です。実に、今後5年間で約2,335人の減になります。単純に計算しますと、年467人減となります。

人口減少の課題は、独り暮らしの世帯も増えていることから、一気に世帯数の減少に結びついて、水道料金の収入減が避けられないことです。ただ、単純でないのは、近年、八千代町の世帯数そのものは増えています。2月1日現在で8,486世帯になっております。それは、1世帯当たり世帯人数が減少していることを示しています。核家族化が進んでいると推定できます。将来像を描くのは難しいと思いますが、県の水道事業統合案に対する町長の見解を伺います。

次に、町の水道事業収支の現状と将来の人口減での収支予測について伺います。さきに述べました県の水道事業の統合案に参加するか、単独での経営維持を選択するかは収支状況に左右されるわけですが、今後の収支予測はどのように見ているのか伺います。

さらに、老朽管の更新や老朽施設の整備、補修や耐震改修工事の費用が増えることも予想され、水道料金のさらなる値上げは町民の負担感を増すと思われます。どのような経営方針なのか伺います。

次に、有機フッ素化合物（総称P F A S）の規制強化に伴う対応について質問します。環境省は昨年12月に健康への影響が懸念される有機フッ素化合物について規制を強化し、現在の管理の目安、暫定目標値を水道法上の水質基準に引き上げる方針を固めたことが報道されました。

水質基準になると、自治体などには、水質検査の実施や基準値を超えた場合の対応が義務づけられることになります。町ではどのような対策を取るのか伺います。

以上で質問を終わります。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 議席番号 7 番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私への質問 1 項目め、老朽化した橋の点検状況についてでございますが、当町が管理する 147 の橋を対象に実施しました橋梁点検も、おおむね 2 巡目が完了する予定でございます。

今回の増田議員の質問に対しましては、この二巡目点検の結果を基に答弁してまいります。まず、（１）、令和 6 年度までの点検結果について及び（４）、橋梁健全度区分 1 から 4 のうちレベル 4 はなかったのかというようなことについてでございますが、健全状態にある判定区分 1 が 22、予防保全段階にある判定区分 2 が 117、早期措置段階にある判定区分 3 が 8 つ、緊急措置段階にある判定区分 4 に該当する橋はございませんでした。

次に、（２）、近接目視の点検方法は適切かについてでございますが、橋梁点検は先ほど議員おっしゃいましたように、国土交通省が策定した道路教定期点検要領に基づき、実施しております。その中で、健全判断の区分決定を適正に行うために必要とされる情報を近接目視により収集することを定められておりまして、当町でもこれを受けて点検を実施していることから、近接目視による点検方法は適切であると考えているところでございます。

この近接目視は、手が届く範囲まで近づき、目視あるいは点検をハンマーでたたくなどしてひび割れや損傷を確認する方法であるため、大規模な橋などで実施する際は、足場の設置、それから大型重機などの手配で莫大な費用がかかってしまうことから、近年は、新技術と言われるドローンやロボット、赤外線などを用いた非破壊検査による点検を推奨する動きなどもございます。

しかし、当町のように比較的小さな橋しかなく、近接目視による点検が可能な場合には、逆にコストが上がってしまうということもありまして、適してはいないと考えているところでございます。ただし、橋梁点検の技術は日々進歩しておりまして、近接目視以外にも当町に適した検査があるのか、その有無については今後も情報収集に努めてまいりたいと思います。

次に、（３）、現在までに修繕を行った橋梁数と名称（主なものだけ）についてでございますが、修繕につきましては点検区分において判定区分 3 と判定されたものについて、

計画的に実施をしているところでございます。現在までに、1つ目は菅谷地内にありますすのこ橋、天王橋、平塚地内になります。同じ平塚地内で中堀第2橋、それから仁江戸のほっと橋、栗山地内の2052橋の5つの橋の改修が完了しております。それぞれ判定区分が1もしくは2に改善されております。

今後の改修につきましては、今年度完了する2052橋を除いた判定区分3の7つの橋について、実施計画に基づき実施してまいります。この中には、1巡目点検において判定区分3であった橋も含まれておりますが、5年というスパンの中では補助事業などの採択、こういった関係で全て対応することが難しかったためございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、2巡目点検において判定区分3であった橋の改修につきましては、令和10年度をめどに完了する計画となっております。その費用は約6,500万円を見込んでいます。

そのうち、本定例会でご審議いただいております令和7年度予算においては、若地内のニューエイジ西側にあります2039橋の改修を計画しており、工事請負費として500万円の予算を計上しているところでございます。

また、コストの削減というようなお話もございましたが、道路の橋の集約、撤去などについてコストの削減で計画の中でございます。国土交通省では、道路橋の積極的な集約、撤去を推進しているところで、当町の長寿命化修繕計画でも費用縮減に向けた取組の一つとして目標を掲げております。

基本的には、判定区分が4及び費用対効果が見込めない判定区分3の橋については、利用頻度が少なく迂回路がある場合、また周辺住民の理解が得られる場合など条件がございますが、それが整えば撤去し、集約化していくという計画となっております。

引き続き、安全安心な通行の確保を心がけ、道路インフラの点検及び整備に努めてまいります。

次に、質問2項目めの水道事業についてでございますが、まず（1）の県の水道事業総合計画について町の見解についてお答えいたします。

質問の中の水道事業総合計画とは、質問の中にありましたように、茨城県水道ビジョンの水道広域化のことで存じます。この水道ビジョンでは、長期的かつ広域的視点から目指すべき将来の理想像とその実現に向けた取組の方向性を定めております。

主な内容といたしましては、県内全域の市町村を対象に水道事業の安全、強靱、持続

の実現を目指した広域連携の方針、こちらが示されました。その後、令和5年3月に茨城県下水道事業広域連携推進方針が策定されまして、同年10月には水道事業に係る広域連携検討調整会議が設置されました。その中で、各市町村の関係6部局による調整会議、こちらを重ねてきたというところでございます。

会議では、まず広域的な施設の最適化の検討を進められました。八千代町における施設の最適化の案としましては、現在、町配水場として活用しております施設を配水場のみとし、浄水場としての機能を廃止する方向、こちらが案として示されました。町内には現在4か所の井戸がございますが、その水を浄水場まで送る導水管、水を浄水する施設なども老朽化が進み、いずれ更新しなければなりません。その膨大な費用負担について、今後人口が減少し水道料金減収も見込まれる中、今度は耐用年数を経過いたしました配水管の更新工事も実施していかなければならないなどあります。そうしたことも踏まえ、浄水場廃止、配水場のみの施設最適化を図るプランとなっております。

次に、施設の最適化を踏まえた財政のシミュレーションを行っております。現状維持の単独経営で推移した場合と経営の一体化、広域連携を進めた場合について比較を実施した結果、八千代町では、広域連携では施設最適化により将来の投資額を抑えることが可能となります。令和18年度以降は、企業局の料金体系、県の受水費などですが、こちらが単独経営での経費よりも安価となることなどから、将来的には広域連携のほうが単独経営と比較して給水原価を抑えられる見込みとなっております。また同様に、給水単価についても広域連携のほうが単独経営と比較して安価となる見込みとなっております。

八千代町が広域連携に参加するメリットといたしまして、施設の最適化による将来の工事費抑制、広域化に係る交付金の活用、料金値上げの幅の抑制、技術職等の専門職による業務支援や、災害などのときの応急給水、復旧作業に係る体制の強化などが期待できます。

また、水源となる地下水の関係では、水位の低下や地盤沈下の問題もあり、重要なライフラインである飲料水の安定的な水源の確保にもつながるものと考えております。

以上のことから、茨城県における水道事業の経営の一体化に関する基本協定に参加することとしたものでございます。

また、基本協定の中に、経営統合は3年程度以内を目指すということがございますので、今後、八千代町の水道事業に不利な状況にならないよう、各自治体と協議、調整し

ていければと考えているところでございます。

続きまして、(2)、町の水道事業の収支の現状と将来の人口減での収支予想についてお答えいたします。まず、町の水道事業の収支についてご説明いたします。直近の収支といたしまして、過去5年分の収支状況についてご説明いたします。令和元年度の収益的収支の純利益額、こちらは営業に関する収支でございまして、純利益が1億4,314万4,000円、資本的収支額、こちらが工事に係る収支額でございまして、支出額が3,905万1,000円、令和2年度の純利益が1億7,252万4,000円、資本的支出額が6,831万6,000円、令和3年度の純利益が1億5,964万9,000円、資本的支出額が1億2,762万6,000円、令和4年度の純利益が1億3,927万7,000円、資本的支出額が企業債を今年購入していますので、それを除きますと2億1,007万7,000円、令和5年度の収益的収支の純利益が1億6,852万5,000円、資本的支出額が1億9,565万4,000円となっております。

資本的収支、3条予算の純利益を毎年度建設改良積立金に積立てを行いまして、その積み立てた資金を4条予算の支払いに毎年度取り崩しているというものでございます。

次に、将来の人口減での収支予想についてお答えいたします。令和8年度と令和10年度の中の10年間での比較でご説明させていただきます。3条予算での当期純利益でございますが、令和8年度では1億7,600万円を見込んでおりまして、その後、毎年徐々に減少していき、令和17年度では1億2,400万円の予想でございます。

また、4条予算でございますが、令和8年度では約3,700万円で、今後、毎年配水管の更新も予定してございます。令和9年度以降は、毎年約5億円の支出を見込んでございます。

補助事業として補助金を考慮して試算しておりますが、毎年企業債を借りなければ令和13年度には資金がマイナスとなってしまうため、補助金及び企業債を有効に活用しまして、重要なもの、早期に必要なものなどから優先的に工事を行うなど、計画的に進めていければと考えております。

続きまして、(3)、PFAS、PFOAの規制強化に伴う水質検査などの対応についてお答えいたします。八千代町では、令和5年11月と令和6年9月に浄水場内の水洗において検査を実施しております。結果といたしましては、PFOA、PFASの暫定目標値、1リットル当たり50ナノグラムの数字がございまして、八千代町では、令和5年、令和6年ともに機械で正確に測定できる最小の数値、5ナノグラムリットルの未満、計測できないというような結果でございます。

以上の検査結果により、町民の皆様には安心して水道水を利用していただきたいと考えております。また、今後も検査については継続していく考えでございます。議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号7番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

私への質問は、県の水道事業総合計画、いわゆる水道ビジョンについての私の見解ということであろうかと思えます。詳細につきましては、先ほど担当部長のほうから答弁がありましたが、今回協議会に参加いたしました、これは即、経営統合を決定したというわけではないということをまずご理解いただきたいということです。今後3年程度以内に経営統合を目指すという内容でありますので、八千代町にとって不利益にならないよう、議論の経過を慎重に見極めていきたいとともに、議論に参加する、そしてメリット、デメリット等について真剣に考えていきたいという形を取っていきたいというふうに思っております。

一部の自治体に参加しないというものがありますが、あの団体は既に表流水というもう水源を確保しているということでもあります。八千代町は地下水に頼らなければいけないという時代が長く続いた形の中で、水は不足したときにすぐに権利が手に入るというわけではない。備えが必要であるということから、このような形を取っています。もちろん人口減少等もございますが、これは将来を考えたときに、今すぐこの水が欲しいと言ってもなかなか手に入らない。お金もかかるし、これは既に権利を取っている団体等への承認等も必要になってこようかというふうに思います。備えというものは大事であるというふうに考えています。

次に、今後、人口減による収支予想についてでございますが、将来的に料金収入が減り水道料金が上がるかとの心配もあろうかと思えます。ところが、八千代町では人口は年々減少しているのですが、一方で、年々水道加入件数及び配水量が増えているという形になっています。水の需要が増えているということではありますが、考えられる理由としましては、家を新築される方、また賃貸アパートも増えていることが原因だというふうに分析はしております。

水道事業は、地方公営企業法によりまして独立採算制というものを原則としておりま

すが、現在のところ水道料金の値上げに関しては、当面考えていないというのが私の考えでございます。

しかし、昭和50年代の初めに、誰がこの日本の中で水を買う時代が来るのか、今やペットボトルが自動販売機、あるいはどこのお店に行っても置いてある。誰が水を買う時代になるかというのを考えてもいなかった。僅かあれから数十年の形の中で、常識で水を買うような形になっているというわけでありますので、これは水は命の源であって、水は限られた資源である。これは、私が職員時代に実際に水道課におりまして、そのときにこれは教えられた言葉でございます。水は命の源である。そして、水は限られた資源である。そういう意味から言いますと、水道事業の整備というのは、私も県や国が責任を持ってこれはやるべきだというふうに考えているところでございます。

また、今後、民営化になってしまう可能性があるかということにつきましては、先進国であるイギリスなどに見ますと、1989年民営化をしたと。ところが、イギリス最大の民営化されたその会社が大きな負債を負う、そして未処理の下水道河川に流す、こういうことから、今や再公営化の議論が出ているという状態であるということであります。イギリスの国民の60%以上が再び公営化を目指すべきというようなことを言われているということでございます。

国内では、宮城県の利府町というのがあるのですが、施設の維持管理や料金徴収を委託したと、そして一方で、運営権は企業に委ねず、料金は引き続き町が設定する。そして、10年間で34億3,200万円のコスト削減という……委託金です。民営化して委託金が10年間で34億3,200万円、こういう金額で10年間委託した。その結果は、あと数年後出るという形になるかと思います。

民営化について私は3つのポイントを考えております。公的な規則の評価、これ必要かと思えます。公正な価格設定や適正なサービス水準の確保など、企業の行動を監視するという適切な規制を行う必要が1つはあると思えます。2つ目に、地域社会の信頼性確保が大事であろうというふうに思えます。地域の声を酌み取るシステムです。これが2つ目である。そして、3つ目に水道民営化の限界と公共性の重要性の再確認ということであります。やはり水道民営化は効率性や競争力の向上を目指す一方で、公共サービスの性格を持つ水道業界においては、公共性や社会的責任の重要性を再確認する必要がある。利益追求だけでなく、地域の福祉や持続可能性を考慮した経営が求められるという中で、国内においても民営化する地域がどんどん出ています。これは、そういう例が

あるのであれば、きちんとそれを内容を精査して、果たして民営化というものが水道事業にふさわしいのか、妥当なのかというものを判断しながら考えていく必要があると思います。

私としては、水道事業の創設の頃の担当者として、やはり水というものは公共性が高いという認識でございます。

以上答弁といたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

7 番、増田光利議員。

7 番（増田光利君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

私からもう一点質問はあるのですが、直接水道事業についてではないのですが、水道料金の未払いの問題についてちょっとお聞きしたいと思います。

八千代町では若い世代が、先ほど町長からもお話ありましたように町中心部に移住している方が多くなっております。そのことはどういうことの現象として現れているかというと、高齢化した親世代が取り残される、分離されているという状況になって、高齢化の生活というのは今大変厳しいと言われております。その中で、水道料金の未払い等なんかが起きていないのか、そのことについて1点お伺いしたいと思います。

議長（上野政男君） 青木産業建設部長。

（産業建設部長 青木 譲君登壇）

産業建設部長（青木 譲君） 増田議員の質問にお答えいたします。

ちょっと通告になかったもので、どこまでお答えできるかというのは、ちょっと分かる範囲でお答えさせていただきたいと思うのですが、直近3年、年度で3年程度の水道料金未納の件数などをちょっと額と件数をお知らせしたいと思うのですが、令和3年度の水道の未納件数は61件で20人、額にしまして53万1,794円、令和4年度ですが、68件で18人、額で40万2,723円、令和5年度で74件、21人で50万3,525円、未納の件数はこちらとなっております。

件数と額は把握しておりますが、その世帯が議員おっしゃる若い方が中央地区なりに出てきてとか外へ出て行って、高齢者の方が水道料金の支払いが厳しい、そういう方ではないのかということかと思うのですが、ちょっとそういった中身の精査についてはこの中では行っていないので、ちょっとお答えできない部分はあるのですが、水道料金につきましては、水道を供給して対価として料金いただいているということでございま

すので、基本的に使った分についてはいただいているというような状況でございますが、未納の方については、基本的に3か月で給水停止させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

7番、増田光利議員。

7番（増田光利君） 水道の料金の未払い等についての中身を見ますと、年々増えているということでちょっと心配しているわけなのですが、先ほど町長からお話ありましたように、水は命の源という意味で、住民が直接水が届かないというような形にならないように、生活面も含めて今後町としても援助していただきたいなというふうに考えております。それを申し上げて質問を終わりにします。

議長（上野政男君） 以上で7番、増田光利議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可をいたします。

次に、3番、榎本哲朗議員の質問を許します。

3番、榎本哲朗議員。

（3番 榎本哲朗君登壇）

3番（榎本哲朗君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問いたします。

まず初めに、ラーケーションについてお伺いいたします。ラーケーションとは、ラーニング（学習）とバケーション（休暇）の2つの言葉を組み合わせた造語です。これからの社会では、自己の在り方や生き方を考えながら課題を発見し、解決していくことのできる力が求められています。そのような力を身につけるためには、地域に出かけたり多くの人と出会ったりする体験的、探求的な活動を通して学んでいくことが有効です。

また、自己の在り方や生き方を考えるためには、家の人とゆっくり話をする時間も大切です。思いや悩み、不安について家族と一緒に考えることで、これまでの生活を振り返り、今後を見詰めるよい機会になります。

児童生徒が、家の人などと一緒にそのような時間を取ることができるよう、茨城県が設定したのが年間最大5日間取得できるラーケーションです。一足早く導入した愛知県では、ラーケーションを年に3日以内とし、保護者等の休暇に合わせた取得を前提としております。本県では、市町村立学校では愛知県と同様ですが、県立の中等教育学校、高校、附属中学では、個人で体験活動が行えるのであれば、必ずしも保護者と一緒に活

動する必要はないとしております。

昨年の4月以降、県内で導入を実施、あるいは予定している自治体は9割に当たる39の市町村に上るといふ調査結果が出ております。八千代町でも導入しておりますが、それぞれの小中学校での利用度はどのくらいになるのでしょうか。

保護者の仕事内容によっては、平日に休暇を取ることが難しいこともあります。また、どのようなところへ行ったらいいのかわからなかったり、金銭的な問題で出かけることができない方もいらっしゃると思います。町としては、利用者の向上のために考えていることがあればお聞かせください。

ラーケーションは、あらかじめ計画を立てた上で、原則、保護者が1週間前ぐらいまでに学校へ申請することとなっております。欠席扱いにせず、学習の遅れが生じないようプリントの配布やオンライン学習でカバーをしております。しかし、町民からは賛否の声も聞こえてきますし、報告書の提出は求められないことから、ただの休日になってしまわないかという懸念もあります。ラーケーションの問題点についてありましたら、お答えください。

次に、デジタル教科書についてお伺いします。先日、国の中央教育審議会、いわゆる中教審の作業部会において、デジタル教科書を紙と同様に検定や無償配布の対象となる正式な教科書に位置づける方向性を示したとされております。紙とデジタルのいずれにもメリット、デメリットがあります。現行のデジタル教科書は、紙の教科書と同じ内容をタブレット端末で読めるようにしたものです。音声、動画の再生や立体図形の表示といった機能があり、文部科学省では紙と併用の形で小学校5年生から中学校3年生の英語、それと算数、数学で24年度から段階的に導入しているものもあります。

作業部会では、委員の間から、紙とデジタルそれぞれの利点を十分生かす最適化を議論すべきであるとか、デジタル教科書を使った授業実践ができる教師の力をしっかりとつけることが重要であるなどの意見が出ていたそうです。

ある機関が実施した小中学校の校長先生を対象としたアンケートでは、多数の校長先生がデジタル教科書への全面移行に強い懸念を示しているとされています。1つの例として、学習用端末を使って授業中にゲームをしたり、アイドルやアニメの画像を検索したりする生徒が後を絶たないそうです。操作に慣れた生徒たちは、閲覧制限をかけても簡単にぐり抜けてしまうらしく、紙からデジタルに教科書が移行しますと、学習に集中できなくなるおそれがあるということです。

デジタル教科書に置き換えることへの学校現場の懸念も浮かび上がっています。例えばフリーズやページめくりの遅さなどの通信トラブル、端末の紛失や破損時の対応、災害や停電、通信障害時などに教科書が見られない、教員がＩＣＴをうまく活用できないなどの懸念がありますが、町としての現在の取組についてお聞きます。

また、視力や姿勢の悪化など子どもの健康面への影響も懸念されております。実際、スマホやタブレットを長時間見ている子どもには、目の水晶体が濁る事例があるそうです。年を取りにつれて見えづらくなったりぼやけたりしますが、それと同じ症状が子どもにも出るということだそうです。子どもたちへの健康についても考えていらっしゃるでしょうか。

ＩＴ先進国のスウェーデンでは、近年、国際調査で子どもの学力が落ち込み、学習への悪影響があるとして脱デジタルへと転換しています。スウェーデン政府は、紙の教科書の再普及に多額の予算を投じているそうです。日本国内では、小中学生の１人１台端末配備などを推進してきた経済産業省でも、デジタル教科書には功罪があるとして見直しが必要だという声が出始めているそうです。

最終的には、紙の教科書かデジタル教科書かは各教育委員会が選択することになっていますが、当町の教育委員会としてはどの方向に進めていこうと考えているのか、お聞きしたいと思います。

時期尚早ではありますが、次の学習指導要領に基づく授業が始まる前に、町としての指針を示して示していただければ幸いです。

以上が私の質問となります。

議長（上野政男君） 小林教育部長。

（教育部長 小林由実君登壇）

教育部長（小林由実君） 議席番号３番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

初めに、ラーケーションについてでございますが、児童生徒がこれからの未来につながる主体的な学びとして、学校外における体験や探求的な学びを自ら考え企画し、平日に家族と一緒に活動する機会を確保できるようにすることを目的とした取組でございます。今年度から茨城県で設定されており、本町では昨年の５月から各学校で導入しております。

ラーケーションについての１つ目のご質問の各小中学校の利用度についてござい

すが、今年度につきましては1月末現在で児童が168名で取得率18.3%、生徒が62名で取得率12.3%、町全体では230名で取得率16.2%となっております。連続して取得したり、分散して複数日数を取得したりしている児童生徒も多く見られます。活動内容といたしましては、キャンプや海、川などでの自然体験、博物館や水族館、動物園、テーマパーク見学、学校見学、体験活動など多岐にわたっております。

2つ目のご質問の利用者向上のための対策についてでございますが、各学校で昨年度末より今年度初めにかけて、入学式や学年、学級懇談会、お便り、マチコミメール、ホームページ等で周知してまいりました。さらに、県施設の紹介やアクアワールド大洗などの特別割引実施のお知らせなど随時周知し、活用しやすい環境づくりに努めております。今年度からのスタートでしたが、各学校ともスムーズに進められております。

3つ目のご質問の問題点はあるかについてでございますが、ご家庭のお考えや保護者の勤務状況など、様々な諸事情により取得に差が生じることが想定されます。細やかな配慮に努めるとともに、ラーケーションを取得した際の学びの保障にも努めていきたいと思っております。

児童生徒と保護者の両者にとって有意義な学校外での自主学習活動となるよう、今後も県からの資料等を活用しながら、趣旨の周知や取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

また、ラーケーションにつきましては、学校行事や定期テストの日は取得できないこととなっておりますが、授業参観や終業式等学校行事等と重なる取得申請も見られたため、引き続き保護者に趣旨をご理解していただきながら進めていきたいと考えております。

次に、デジタル教科書についてでございますが、文科省では学習用デジタル教科書と表現しており、紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である教材を指しております。

1つ目のご質問の現在の取組はについてでございますが、国の方針の下、本町においては、英語は全小中学校において、小学校は5、6年生、中学校は全学年が使用しております。算数は県により各市町村の中で約半数の小学校で使用できることになっており、本町では小学校3校で使用しております。数学は中学校2校で使用しております。

また、デジタル教科書はタブレット端末を利用しておりますので、端末の故障や通信トラブルなどで使用できなくなるリスクがございます。現在は、端末の故障については

予備機で対応し、通信トラブルの際は紙の教科書のみを使用するなど対応しております。

2つ目のご質問の子どもたちの健康への懸念についてでございますが、現時点では、基本的にはこれまでの紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じてデジタル教科書を併用している状況ですので、健康を害するほどの使用頻度ではないと考えております。しかしながら、デジタル教科書での利用のほか、授業でタブレットを使用する機会が増加しておりますので、児童生徒の心身への影響が生じないよう日常観察や学校健診等を通して、児童生徒の健康状態を把握してまいりたいと思います。

3つ目のご質問の教育委員会としての方向性についてはでございますが、デジタル教科書をタブレット端末で使用するにより、可能となる学習方法は、教科書の紙面を拡大して表示したり、教科書の紙面にペンやマーカーで書き込んだり、書き込んだ内容を保存したり表示するなどございます。また、学習支援ソフトと併用することにより、個人の整理した考えなどを学級全体に共有することができるため、友達の考えからヒントを得たり、理解度に応じて互いに教え合ったりすることができるため、対話的で深い学びへとつながっています。

英語においては自然な発音やイントネーションを身につけるために、歌やチャンツ、単語や教科書本文などの音声を聞いたり、動画や単元の内容に係る資料などを視聴したりすることができます。音調、カラオケ、マスキングなどの音声再生機能等を活用して、子どもたちが自分に合った難易度を選んで繰り返し音読練習をすることができるので、家庭学習には最適な教材となっております。特に本町では、英語のパフォーマンステストやオンライン英会話レッスンの前に、家庭学習や授業時間の中でその機能を使って個別学習を進めております。これまでの紙の教科書のような主に読む教科書から、書く教科書、聞く教科書、共有する教科書へと変わってきているため、授業そのものが個別最適な学びと協働的な学びを実現させた子ども主体の授業へと転換しつつあります。

今後も紙の教科書とデジタル教科書、それぞれのよさを生かして、子どもたちがよりよい学習ができるよう支援してまいりたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。議員各位のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 議席番号3番、榎本哲朗議員の通告による一般質問にお答えい

たします。

1つ目のご質問のラーケーションについての各小中学校の利用度、利用者向上のための対策、問題点についてはにつきましては、ただいま部長が答弁したところでございます。自己の在り方や生き方を考えながら、課題を発見し解決していく力が求められている現在、その力を身につけるために従来の学校での活動に加え、様々な地域に出かけたり、体験活動を通して知識を深めたりすることはとても有効であると考えます。

ラーケーションは子どもたちの探究心を高め、知識の幅を広げると同時に、また家族との絆を深める貴重な機会であると考えております。まだ始まったばかりの制度ですので、趣旨をご理解いただけるよう、さらに周知を図るとともに、今後、より適切な運用を目指していきたいと考えているところでございます。

次に、2つ目のご質問のデジタル教科書についての現在の取組、子どもたちの健康への懸念、教育委員会としての方向性につきましては、ただいま部長のほうから答弁したとおりでございます。国はロードマップに基づき、児童生徒のデジタル教科書の普及、推進、その効果、影響について検証を行い、先ほど議員からありましたように本年2月14日、文科省の作業部会でデジタル教科書を紙と同様に検定や無償配布の対象となる正式な教科書に位置づけるとの中間まとめを大筋で了承しているところでございます。

また、導入時期につきましては、次期学習指導要領が小学校で全面实施される予定の2030年度からが望ましいというふうに国はしているところでございます。

デジタル教科書につきましては、ページを拡大することにより、児童生徒に合った文字の大きさを選択できることや、また音声機能や動画再生の活用等により、分かる授業の手助け、さらには教員の授業力の充実につながるというメリットがある一方で、児童生徒の視力低下を招く可能性や、端末の破損や故障のリスクがあるなどのデメリットもございます。

現在、教科書の採択につきましては、県内12の採択地区で構成されているものでございます。八千代町は10地区採択ということになっておりますが、地区ごとに採択を選定しているところでございます。デジタル教科書の導入については、今後は国の動向を見ながら、採択地区の中で慎重に検討を進めていくものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。議員各位のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

3 番、榎本哲朗議員。

3 番（榎本哲朗君） ありがとうございます。ラーケーションについてなのですが、茨城県としては活動の報告は求めてはおりません。この八千代町には古くから由緒ある神社仏閣、古墳などがあります。町の施設としては、民俗資料館や旧中山家住宅があります。グリーンビレッジや各地区の公園もありますし、工場見学ができる会社もあります。申し上げますと切りがありませんけれども、町内での活動をすることで、八千代町にはこんなものがあると胸を張って言えますし、知識も増えていくのではないかと思います。

我々の口癖は、「八千代町は何もねえ」ですが、そのようなことはありません。八千代町独自で児童生徒から箇条書きでも大丈夫な簡単な報告を求めているかがでしょうか。報告を提出することは勉強意欲を向上させることにもなります。できることであれば、学習評価のポイントを加算させることを考慮してみてもいかがでしょうか。町としての考えをお聞きたいと思います。

議長（上野政男君） 関教育長。

（教育長 関 篤君登壇）

教育長（関 篤君） 3 番、榎本哲朗議員の質問にお答えさせていただきます。

今ありましたように、報告というのは先ほど来答弁しておりますけれども、茨城県としては求めている。八千代の小中学校もそれは求めているというところでございます。ただ、やはり今議員ご指摘のように、報告する、書くことでまとめる、本当に簡潔なものであっても頭の中に入っていくというのは、ただ記憶として残すよりは書くということは大きく残っていくかな、それが心にも残っていくかなということもございます。これにつきましては校長会ともちょっと連携を図りながら、今後、調査研究を進めていきたいなというふうに思います。

また、町内のいろいろな文化財あるいは今の企業等々のことでございますけれども、やはり郷土である八千代町を愛するということで私が従来言っている愛郷無限ということにつながってくるかと思います。郷土八千代、ふるさと愛しふるさとのために働く人になってもらいたいというそういう観点からも、今議員ご指摘の試みは素晴らしいことかなというふうに思います。その辺のところも先ほど部長の答弁にもありましたが、県内の施設のみならず町内にもこういういいところがあるよというような形で周知できればなというふうに考えているところではございます。

また、このラーケーションを学習評価の点数に加算というところはございますけれど

も、やはりラーケーションの意図ということももちろん考えますけれども、家庭によってはなかなか取得が難しいというような状況がございますので、公平性を鑑みたり、先ほど来申し上げているような趣旨を考えてみますと、なかなか現時点では慎重に考えていかなければならない問題かなというふうに思っているところでございます。

今後は、県西管内をはじめ県内市町村の方々の様子、教育長中心になりますが、連携を取りながら調査研究を進めてまいりたいというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再々質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で3番、榎本哲朗議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入替えを行います。答弁関係課長の入退場を許可をいたします。

次に、1番、赤荻妙子議員の質問を許します。

なお、赤荻妙子議員より、事前に参考資料の議場のモニターへ投影要請がありましたので、これを許可をいたします。

1番、赤荻妙子議員。

（1番 赤荻妙子君登壇）

1番（赤荻妙子君） 今回6回目の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2024年1月1日16時10分、石川県能登半島地震が発生し1年が過ぎました。マグニチュード7.6、甚大な被害を及ぼし、改めてお亡くなりになられました皆様にご冥福をお祈り申し上げます。

お忙しい中、傍聴にお越しいただきました皆様には感謝申し上げます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に伴い2項目質問いたします。

通告1、レンタサイクル事業についてお聞きします。3月に入り過ごしやすい季節になってきました。菜の花、桜の開花も見頃となってくる時期となり、外に出て運動するのも親子で一緒に過ごす時間、友人とのひとときなど多岐にわたって楽しい時間を分かち合うのに、鬼怒川サイクリングロードに出かけるのはいかがでしょうか。運動が苦手な子どもにも自転車なら楽しく体力づくりにもつながることにもなり、楽しいから運動するという意識を持たせることにもなります。これなら私にもできる、やれそうかなと思える運動やスポーツを見つけられるよう、保護者のサポートは必要です。

運動が苦手、嫌いな子どもは、できないことに対する劣等感や恥ずかしさを抱きやすい傾向にあります。未経験のスポーツを選べば、誰でも初心者です。ゼロからのスタートになり、めきめきと力がついてきて、自分自身が成長を実感でき、自己効力感も高まります。30分程度なら無理なく続けていけることにもなり、達成したときの喜びが運動習慣化への積極性を生み、体力づくりにつながるはずです。

子どもの体力低下は、将来、お子さんの健康的な生活に支障を来すことにならないようにするため絶好の機会です。すばらしいサイクリングロードを活用し、散歩のほかに自転車を乗り景色を眺めて遠出をしながら、日帰り旅行気分足に足を伸ばし、交流のなかった人との関わり、食べ物、場所を発見できるのではないかと思います。

八千代町の知らなかったことを知るきっかけができ、もっと好きになることは間違いありません。現在、レンタサイクルの現状をお聞かせください。

議長の許可が下りましたので、モニターを御覧ください。下妻市のしもんチャリになります。しもんチャリロードマップにも書いてあります下妻市役所、総合体育館、多賀谷城跡公園、下妻駅、市立図書館、砂沼広域公園など10か所、自転車置場に自転車が何台か設置してあり、朝7時から夜9時まで乗ることができます。予約もしないで自転車があれば、すぐに乗ることができるため、予約する必要もありません。使用時に100円硬貨を挿入するとキーが外れ、自転車が乗れるようになります。返却時はキーを挿入すると100円硬貨が返却されるので無料です。実際、視察、体験しいろんな場所に行ける楽しさを味わうことができました。時間の制限もないため、自由に選べるため使いやすかったです。

商店街を盛り上げようと22年間続いている栃木県さくら市氏家雛めぐりを視察、体験したときには、さくら駅より電動アシスト自転車で500円払い、マップを見ながら知らない場所、人とも出会うひとときを過ごすことができ、商店街の皆さんの温かい人柄にも触れることができ、地域を盛り上げていこうとの思いが伝わってきました。ほかにもたくさんありますが、町民の皆さんも趣味のきっかけに、観光スポットになるのではないかと感じました。

公共交通の観光の推進について伺います。新たに自転車を購入するのではなく、乗らなくなった自転車をリユースして、料金をレンタルのときに払ってもらうことで、借りていることの責任も持てます。マップにはお店の紹介、公園など説明があれば、興味のあるところに行ける楽しさも味わえると思います。八千代町ならではの農業体験ツアー

なども案としてアピールできる内容を盛り込めたら、少し遠くに行ってみようと思います。

地域の皆さんの活性化につなげていくきっかけに、新しいアイデアを出し合い、つくっていける楽しさも魅力になることと思われます。少し遠くに行けるなら、体験型宿泊施設として、憩遊館温泉つき、歴史めぐり、そば打ち体験、いちご狩り、梨狩りなども盛り込んでいけるツアーなどもよいかなと思います。

2024年にはインバウンドが急増し、訪日客の消費額は、自動車に次ぐ2位の半導体を上回る規模だと言われている、日本経済を牽引する存在を示しているため、需要獲得に観光資源の魅力をさらに国も推進していることもあり、日本だけでなく、海外旅行の観光スポットになる魅力を感じます。レンタサイクル事業検討について、考えをお聞かせください。

通告2、犬、猫保護活動についてお聞きします。動物の飼い方も今は自宅で過ごすことが増えてきています。人との距離も近くなり、今は家族と同じです。長生きする犬、猫は20年以上長生きします。動物を飼育することで、子どもの情操教育にもつながるため、動物を飼っている家族も増えています。少子化の影響もあり、兄弟姉妹のように過ごされているご家庭は少なくありません。

道路や道端で亡くなる姿を見て、野良犬、野良猫の殺処分をなくしたいとボランティア活動をされている町民の皆様や、飼い主のいない野良犬、野良猫のトラブルを防ぐために個人で活動されている皆様もいます。野良猫は手術されたのか見た目で分かるように、手術のときに耳を雄は右耳、雌は左耳を麻酔が効いている間にカットし止血します。桜の花びらのようにカットされていて、さくらねこと呼ばれています。目的として、再捕獲を防ぐためと、病気、事故、人による虐待などの被害を減らすことにもつながります。野良犬、野良猫は現在どのように対応されているのかお聞かせください。

物価高騰もあり、動物は保険がないため去勢手術は1万8,000円、不妊手術は2万2,000円と高額です。何匹も手術すれば家族の負担は多くなることにもなりますので、助成金があれば家族の負担が軽減されることになります。

譲渡会を月1回開催されています場所に視察に行かせていただき、皆さんの話を聞かせていただいたのですが、殺処分をなくしたいとの思いから、譲渡会に登録し、自宅で保護し、手術も御飯も飼っているのと同じように生活されている中で、月1回、譲渡会が開かれる場所に連れてきてもらい、見に来てもらえた方が家族に迎えたいと話があれ

ば、新しい家族として迎えるそうです。家族として迎えることが難しいときは、保護されている家に帰り、毎月連れて家族として受け入れてもらえるまで参加されるそうです。保護する家族への負担は大変困難であることと思われます。

2021年、動物愛護のボランティアわんにゃんみらいを立ち上げたつくばみらい市では、市内で迷子になったり飼育放棄されたりした犬や猫を保護し、不妊・去勢手術を施した上で、定期的に行われる譲渡会を通じて新しい飼い主に命をつなぐ活動をしています。これまでに保護された数は250匹を超えています。月に1回程度開かれる譲渡会では、地元の中学生もボランティアとして汗を流し、動物が好きで参加、動物の殺処分ゼロを目指す大切さを知ったと学びの場にもなっています。「猫を見つけた住民の方から連絡をいただくようになりました。手応えを感じています」と言われていました。動物愛護団体への検討を伺います。

議長（上野政男君） 馬場秘書公室長。

（秘書公室長 馬場俊明君登壇）

秘書公室長（馬場俊明君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

レンタサイクル事業についてのご質問にお答えをいたします。初めに、鬼怒川サイクリングロードにつきましては、国による鬼怒川堤防の整備が終わりまして、その堤防天端の道路を流域の自治体がサイクリングロードとして占用し、活用するという位置づけとなっております。鬼怒川の堤防から筑波山を眺望することのできる素晴らしいサイクリングロードでございます。

この堤防の整備の中で、計画の中では、八千代町内にリバースポットといたしまして、川の一里塚が2か所ございます。また、堤防を整備した中で生まれました平場が1か所ございます。さらに、タウンスポットといたしまして、町なかの観光施設として八千代グリーンビレッジと大渡戸地内にありますクリーンパーク・きぬ、こちらの2か所をタウンスポットとして位置づけをしてございます。今後、八千代町における新しい観光名所となり、町外からの観光客を呼び込むツールの一つとして活用できればと考えているところでございます。

次に、レンタサイクル事業の導入につきましては、近年、環境負荷の少ない移動手段として、全国的にも自転車が注目をされております。観光の促進や住民の移動手段の充実を目的として、各地でレンタサイクル事業が導入されてございます。茨城県の県西地

域におきましても、5市町村において導入がされている状況でございます。先ほど議員の質問の中でもご紹介ありました下妻市のしもんチャリ、筑西市、境町、常総市、坂東市でも始めるような予定と聞いてございます。

主に鉄道駅を中心にレンタサイクルのポートが設置されている状況でございます。鉄道駅のない境町では、バスターミナルを拠点にポートが設置され、末端の公共交通としてその役割を果たしております。

また、茨城県内のサイクリングロードでありますつくば霞ヶ浦りんりんロードでは、茨城県と沿線の9市町の連携によりまして、広域レンタサイクルを行っております。ロードの沿線に12か所の施設からどこでも自転車の貸出しや返却ができ、広域的な観光客誘致に効果を発揮してございます。

当町におけるレンタサイクルの状況でございますが、現在のところ、中結城地区の民間事業者が自転車のレンタルサービスを実施してございますが、今後、サイクリングロードでの活用などを考えますと、さらに町内幅広く駐輪ポートですね、駐輪の場所を設置する必要があると考えております。

しかしながら、レンタサイクルの充実につきましては、公共交通の補完、若年層や観光客の移動手段の確保、地域経済の活性化などといった点で効果が期待できる一方で、維持管理費用の確保、駐輪ポートの設置場所や事業の採算性、安全対策などの課題もありますので、調査研究を行いまして、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

昨年度策定いたしました八千代町地域公共交通計画におきましても、若年層向けの公共交通として、主要な交通結節点にレンタサイクルやシェアサイクルなどのポートを設置する検討を進めるという位置づけになってございます。今後も導入に向けた調査研究を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 古澤町民くらしの部長。

（町民くらしの部長 古澤朗紀君登壇）

町民くらしの部長（古澤朗紀君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による一般質問にお答えします。

私からは、2項目めの犬猫の保護活動について答弁させていただきます。その中で初めに、1番目、八千代町において野良犬、野良猫対応はどのような状況になっているの

かにつきましてご説明いたします。

まず、野良犬への対応についてでございますが、町民の皆様から役場に対し野良犬がいるや迷い犬がいるといった通報があった場合、担当部署であります環境対策課において現状を確認いたします。その結果、首輪等に登録番号などの個体識別に関する目印が確認された場合、町で素性を特定することが可能になります。そうした場合、一時的に保護し、飼い主に連絡の上、引き取っていただくということになります。

また、そうした個体識別のための手がかりがない場合は、県の機関であります茨城県動物指導センターや警察、ボランティア団体と連携を図りながら対応を行っているところでございます。結果、飼い主が特定できた場合におきましては、飼い主に対し動物を飼うことのルールやマナーなどの指導をした上で飼い主に引き取ってもらっております。また、飼い主が特定できない場合には、茨城県動物指導センターに保護していただくこととなります。

続きまして、野良猫への対応についてですが、猫には犬のように登録義務がないため、飼い猫か野良猫かの判断が難しく、茨城県動物指導センターでも保護対象の猫以外は、保護していただくことができません。なお、保護対象となる猫につきましては親猫に見捨てられた目が開いていない状態の子猫や、けがをしている子猫などが対象になっております。

犬と比較いたしまして猫に関しましては、保護してもらえないケースが多い状況になっております。ペットを飼う際には不幸な命をつくらないためにも最後まで責任を持って飼ってもらえるよう、町でもホームページや広報紙において、現在も広報活動を行っているところでございます。

続きまして、2番目の保護する家族の負担の現状につきましてご説明いたします。犬猫を飼う場合、当面の大きな課題といたしまして議員のほうからもし指摘がありましたように、避妊及び去勢手術に対する負担がございます。現時点において八千代町では、町独自の避妊及び去勢手術の負担に対する補助制度はございません。公益社団法人茨城県獣医師会が実施しております犬猫の避妊去勢手術助成事業がございますので、八千代町におきましてはこの事業に対する広報活動を行うことによりお手伝いさせていただいているような形になります。

また、近隣市町の避妊・去勢手術に対する助成金事業の実施状況ですが、現在、近隣市町におきましては2つの市が助成事業を行っている状況にございます。毎年、町から

の助成金に対する問合せがあり、不幸せな生命を生み出さないための野良犬や野良猫の発生防止として、八千代町においても避妊・去勢手術への助成金事業の創設については、今後検討をしていかなければならない課題であると認識しております。

続きまして、3番目、動物愛護団体についてご説明いたします。動物愛護団体は、主に動物を守る活動、命の大切さを知っていただく活動、譲渡会の開催などの活動を行っており、現在、茨城県内において公式なものとして10団体ほど活動しておることを確認しております。

八千代町としてもこうした活動している団体に対しまして、お手伝いできる部分も少なからずあるかと思います。近隣自治体の動向などにも注視し、研究しながら不幸な犬や猫を増やさない、増やさせないよう対策を進めていくことで、人と動物が共に生きられるまちを目指し研さんしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 野村町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 議席番号1番、赤荻妙子議員の通告による質問にお答えをさせていただきますと思います。

レンタル事業についてのご質問に先にお答えいたします。現在、考えている鬼怒川サイクリングロードにつきましては、1年を通じて筑波山が眺望でき、春には菜の花、桜など見どころの多いすばらしいルートであると思っております。また、秘書公室長の答弁にありましたとおり、町なかの観光施設として八千代グリーンビレッジと大渡戸のクリーンパーク・きぬを位置づけております。

特にクリーンパーク・きぬにつきましては、サイクリングロード沿いに位置しておりますので、休憩場所としてはコテージがありまして、その宿泊場所、このようなものを活用できるよう関係機関との協議を進めているところでございます。

さらに、現在、活用方法を検討しております川尻地内にあります旧中山家住宅につきましても、サイクリングロードに近い場所に立地しておりますので、サイクリングロードの利用者も活用できるような仕組みづくりを進めたいということで考えておりますが、仕事のスピードアップを図っていきいたいというふうにも考えております。

また、令和5年7月26日に八千代町と下妻市、常総市において3市町交流連携協定を締結しております。この協定の中には観光分野に関することも含まれておりますので、

鬼怒川沿い自治体として連携を強化し、サイクリングロードを活用した広域的な観光事業について、これについても3市町で協議を進めてまいりたいと思います。

その上でレンタサイクル、シェアサイクルの導入は、車で来庁された観光客や地域住民の方が気軽にサイクリングを楽しめるルーツとして、観光客の誘致や住民の健康増進、若年層の移動手段など幅広い効果が期待できるものと考えております。

今後、鬼怒川サイクリングロードに加え、東のにぎわい拠点となる旧中山家住宅や今後拡張を進めていく予定のクリーンパーク・きぬなど鬼怒川沿い地域の活性化を図るとともに、3市町連携による広域的な観光促進を進めてまいりたいと考えております。

この後、議員さんのほうに紹介させていただきたいと思っておりますが、さきに早稲田大学の学生さんによるスタディツアーというものがあまして、その中に八千代町はこんなことをやってアピールしたらいいのではないかなというような、本当に私は日本一八千代町を考えてくれている学生さんということ、お礼の中で申し上げましたが、その中にもこのサイクリングロードの利用というものが入ってあまして、かなり若い方による斬新なアイデアが含まれておりますので、後ほど紹介させていただきたいと思っております。

続きまして、犬猫の保護活動につきましては、町民くらしの部長が申し上げましたとおり、人と動物が共に生きられる社会を目指して、茨城県動物指導センターや警察、ボランティアの方と連携しながら対応してまいるところでございますが、一方で、個別対応についての情報発信が少ないことを反省するとともに、町ホームページへの掲載も含め取り組んでいきたいと思っております。形としては、八千代版Q&A、このようなものを作成して、町民の皆様のご要請にお応えするというのがいいのかなというふうに思っているところでございます。

ちなみに、J市におきましては、この資源化支援ですね。J市については先着1,000頭、県内に在住する犬猫の飼い主、茨城県獣医師会会員動物病院で避妊・去勢手術を受けた犬猫1頭につき一律2,000円、先ほど議員の話の中にもありましたように、去勢手術、避妊手術ってかなりお金がかかるのですよね。調べたところ、平均的な雄の去勢手術は1万8,000円、雌の避妊手術は2万6,000円、雌は高いということになります。そして、そこプラス診察料や検査費用がかかるということでございますので、これ以上かかるということですね。S町、町に在住し住民基本台帳に登録されている者、町税を完納している者、毎年度1世帯1頭に限り、避妊手術犬4,800円、猫3,600円、去勢手術犬3,600円、猫2,400円、このような形になっているところでございます。これ十分町として参考にな

りますので、先ほど部長からありましたように、検討を進める際の一つの目安になるかもしれませんが、八千代町としてさらに先進的な形になるかもしれませんが、検討してまいりたいというふうに思います。

動物愛護団体の検討については、不幸な動物、生命を守るという観点からも、先ほど部長のほうからありましたが、私も同様の考えでございます。

そして、私が先ほど八千代版Q&Aを作りたいと申し上げましたのは、いろんなケースがあるというふうに思います。犬や猫を譲ってもらうことができるのか、犬を飼うには届出が必要か、飼い犬猫が行方不明になった場合はどうするのか、飼い主の分からない犬が徘徊しているがどうするのか、犬の放し飼いに困っているどうするのか、犬の鳴き声に困っているどうするのか、野良猫に餌をあげる人がいて困っているどうするのか、野良猫が敷地内に入って困るどうするのか、野良猫が子どもを産んでしまった、これをどうするのか、近所で動物が虐待されているどうするのか、これについて様々な対応例というものは県や市町村にあるわけであります。それを八千代版としてきちんと作って、情報提供したいというのは先ほど言った意味でございます。

以上、答弁といたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 以上で1番、赤荻妙子議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

議長（上野政男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 零時00分）